

証券コード：3092
2023年6月7日
(電子提供措置の開始日2023年6月2日)

株主各位

千葉県千葉市稲毛区緑町一丁目15番地16
株式会社 ZOZO
代表取締役社長兼CEO 澤田宏太郎

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.zozo.com/ir-info/shareholders-info/shareholders-meeting/>

電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にも掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいますようお願い申し上げます。なお、各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがあります。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

また、本株主総会は、後記のインターネットの手段を用いた「バーチャル出席」の方法により株主総会にご出席いただくことになります。会場は設けることなく実施いたしますので、後記の案内に従いインターネットで「バーチャル出席」をいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権行使することができます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後記「議決権行使についてのご案内」に従い、同封の議決権行使書用紙の郵送またはインターネット等により、2023年6月27日（火曜日）午後5時までに議決権行使（郵送の場合は同日時間までに到着が必要です）くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午後1時（アクセス可能時刻午後0時30分）
通信障害等により、本株主総会を上記日時に開催することができない場合、本株主総会は2023年6月29日（木曜日）午後1時に延期いたします。
2. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本株主総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
バーチャル出席方法は後記「バーチャルオンリー株主総会」のご案内をご参照ください。
※昨年とは異なり、完全オンラインにて開催するため会場はございません。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案 换算の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する報酬等の設定の件（業績連動型譲渡制限付株式の付与）

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

項目番号	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト https://corp.zozo.com/ir-info/shareholders-info/shareholders-meeting/	「第25回定時株主総会招集ご通知」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス (東京証券取引所) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

5. 電子提供措置事項について

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項につきましては、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますため、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

①事業報告の以下の事項

- ・会社の新株予約権等に関する事項
- ・会社の体制及び方針

②計算書類の以下の事項

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表
- ・会計監査人の会計監査報告
- ・監査役会の監査報告

③連結計算書類の以下の事項

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・会計監査人の会計監査報告

以　上

※当日ご出席の際は、お手数ながら後記の案内に従い所定のIDとパスワードによりバーチャル出席システムにログインくださいますようお願い申し上げます。

※代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様であって当日出席される方1名に委任する場合に限られます。委任状その他必要書類の取扱いについては後記の案内をご確認ください。

※電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載する各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

「バーチャルオンリー株主総会」のご案内

■ 「バーチャルオンリー株主総会」の概要

本株主総会におきましては、株主総会の会場（場所）は定めておらず、インターネットにより「株主様専用ウェブサイト」にアクセスしていただき、IDとパスワードによる株主様のご本人確認を経て、「バーチャル出席」の方法により、株主総会にご出席いただくことになります。

株主様におかれでは、以下にご案内する方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことが可能となるとともに、ご質問等及び議決権行使の機会がございます。

なお、システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャルオンリー株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://corp.zozo.com/ir-info/>) においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいますようお願い申し上げます。

■ バーチャル出席に必要となる環境

本株主総会にご出席いただくためには、株主の皆様におかれて、以下の環境を整えていただく必要がございます。

PC端末動作環境

	Windows	Mac
OS ※1	Windows 11 Windows 10 Windows 8.1	macOS 最新版
ブラウザ ※2 ※3	Microsoft Edge Mozilla Firefox Google Chrome	Safari

モバイル端末動作環境

	Android	iOS
OS	Android 8 以上	iPhone : iOS12 以上 iPad : iOS13 以上
ブラウザ ※2	Google Chrome	Safari

上記は配信業者である株式会社ブイキューブでの検証の結果を元にしたものであり、全ての環境での動作を保証するものではありません。

セキュリティソフトウェアまたは、アンチウイルスソフトウェアのセキュリティ機能によって当サー

ビスの機能が正しく利用できない場合がございます。

※1 Windows 8.1/10 については、デスクトップモードで動作確認しております。デスクトップモードでご利用ください。

※2 ブラウザのJavaScriptおよびCookie機能は有効にしてください。各ブラウザは、最新のアップデートが適用されていることを前提としています。

※3 Microsoft Edgeにおいて、Internet Explorerモードでの利用はできません。

事前の視聴環境テストをしていただく場合は下記URLにアクセスをお願いいたします。

<https://seminar.vcube.com/checker/videostream/live>

ご出席に必要な通信環境につきましては、株主様ご自身で用意いただく必要がございます。バーチャル出席にあたっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や株主様の通信環境等を原因として、株主様の出席に支障が生じた場合も当社におきましては何ら責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

■バーチャル出席の方法

以下に記載の「株主様専用ウェブサイト」にアクセスいただき、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のID及びパスワードを用いて、当社所定のバーチャル出席システムにログインいただきますようお願いいたします。

なお、本バーチャル株主総会にご出席いただけるのは、当社株主名簿（2023年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご出席はご遠慮ください。

ログインの方法及びバーチャル出席システムの具体的な使用方法については、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をご参照ください。

<株主様専用ウェブサイト>

<https://3092.ksoukai.jp>

または本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のQRコードでもアクセスいただけます。

開催時刻2023年6月28日（水曜日）午後1時（アクセス可能時刻午後0時30分）

■代理出席に関するご案内

代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款等の定めに従い、当日出席される株主様1名に委任いただきますようお願いいたします。また、代理人により出席する場合、株主総会に先立つて、当社に代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、以下の書類を当社にご送付いただきますよう、お願いいたします。

(必要書類)

委任状

委任者の本人確認書類

(送付先)

電子メールの場合

corporate-homu-block@zozo.com (受付窓口：コーポレート法務部)

郵送の場合

〒263-0023 千葉県千葉市稻毛区緑町一丁目15番地16号

株式会社ZOZO コーポレート法務部 宛

(提出期限)

2023年6月21日(水曜日)午後5時(必着)

(ご注意)

委任状には委任者・受任者の氏名とともに株主名簿に記録された住所を記載いただくようお願いいたします。

当社より連絡させていただくことがあるため、日中連絡可能な電話番号又はメールアドレスをお知らせいただくようお願いいたします。書類に不備がある場合、有効な委任としてお取扱いできない場合があります。

■ご質問方法・取扱いについて

ご質問を希望される場合には、本株主総会当日、当社所定のバーチャル出席システムにて行っていただきますようお願いいたします。

【受付方法】

- ・当社指定の株主様専用ウェブサイトより、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力のうえ、当社所定のバーチャル出席システムにログインください。
- ・バーチャル出席システム配信画面右側の「質疑」タブを押してください。
- ・どの議案に関するご質問かをプルダウンにてご選択のうえ、必要事項をご入力いただき、「送信する」ボタンを押してください。

株主様によるご質問は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限られます。また、株主様からのご質問は、1回につき最大400文字までとさせていただきます。株主様から多数のご質問をお寄せいただいた場合は、本株主総会における目的事項との関連性及び株主様のご関心が高いと認められる事項を優先してとりあげ回答させていただく可能性がございます。あらかじめご了承ください。

なお、同様の内容を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む内容を繰返し送信したりするなど、円滑な議事の進行や安定的なシステムの運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当社から当該株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

■事前質問について

当日ご出席ができない株主様におかれましては、株主様専用ウェブサイトを通じて事前質問を行うことができます。

受付期間：2023年6月8日(木曜日)午後1時から2023年6月16日(金曜日)午後1時まで

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

株主の皆様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただく予定ですが、

全てのご質問に回答できない可能性があり、また、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

【受付方法】

- ・当社指定の株主様専用ウェブサイトより、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力のうえ、ログインください。
- ・株主様専用ウェブサイトにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力のうえ、「申し込む」ボタンを押してください。

※ご質問は1回につき最大400文字までとさせていただきます。

■動議の方法・取扱い

株主様におかれまして動議の提出を希望される場合には、当社所定のバーチャル出席システムにて行っていただきますようお願いいたします。

ご提出いただいた内容によっては、動議として取り上げない可能性がございます。なお、同様の動議を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を繰返し送信したりするなど、円滑な議事の進行や安定的なシステムの運営に支障があると判断した場合には、議長又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当社から株主様との通信を強制的に途絶させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

【受付方法】

- ・当社指定の株主様専用ウェブサイトより、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力のうえ、当社所定のバーチャル出席システムにログインください。
- ・バーチャル出席システム配信画面右側の「質疑」タブを押してください。
- ・下部の「動議を提出する場合はこちら」を押してください。
- ・どの議案に関する動議かをプルダウンにてご選択のうえ、必要事項をご入力いただき、「送信する」ボタンを押してください。

■議決権行使の方法

株主様におかれましては、当日、議事の内容をご覧いただいたうえで、バーチャル出席システムを通じて議決権を行使いただくことが可能です。なお、一度議決権行使を行いますと、変更、取り消し、確認はできませんのでご注意ください。

【受付方法】

- ・当社指定の株主様専用ウェブサイトより、本招集通知に同封の「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力のうえ、当社所定のバーチャル出席システムにログインください。
- ・バーチャル出席システムにて「議決権行使」タブを押してください。
- ・各議案に関して賛否をご選択のうえ、「行使する」ボタンを押してください。
- ・確認用ダイアログにて再度賛否をご確認のうえ、「行使する」ボタンを押してください。

■事前の議決権行使の取扱い

インターネット等又は書面により事前に議決権行使された株主様が、本株主総会に当日バーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使を無効といたします。なお、本株主総会当日、バーチャル出席の上、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、事前に議決権行使されず、当

日ログインされたものの、当日の議決権行使が確認できない場合は、棄権と取り扱います。

■通信障害対策についての方針

当社は、本株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により、本株主総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本株主総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本株主総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、2023年6月29日（木曜日）午後1時より、本株主総会の延会又は継続会を開催いたします。また万が一、通信障害等により上記の決議を行うことができずに本株主総会を開会することができない場合には、2023年6月29日（木曜日）午後1時より株主総会を開催いたします。

上記の場合における本株主総会の延会又は継続会の開催方法、その他緊急の事態や事情変更への対応等、株主の皆様にお知らせすべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト(<https://corp.zozo.com/ir-info/>)にその内容を掲載いたしますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

■インターネットを使用することに支障のある株主様の利益確保の配慮についての方針

インターネットの使用に支障のある株主様は、書面（郵送）により事前に議決権行使くださいますよう、何卒、お願い申し上げます。

■その他の注意事項

① バーチャル出席用のURL又は、ID及びパスワードを第三者に共有すること、本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。

② 当社がやむを得ないと判断した場合、本株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。また、本株主総会におけるご承認を得て、議長の判断により延期・続行を決定する可能性がございます。

③ 本株主総会及びバーチャル出席システムの対応言語は、日本語のみとなっております。

■お問い合わせ先

ご出席に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、「バーチャル株主総会参加方法のお知らせ」をお手元にご準備の上で、以下にお問い合わせください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行 バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

電話：0120-782-041（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く。）

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① ご出席用のID・パスワード

※万が一、ご出席用のID・パスワードを紛失された場合は上記お問い合わせ先に再発行のお問い合わせをくださいますようお願いいたします。なお、再発行には一定のお時間をいただきますのでご了承ください。

② インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ

③ 株主総会当日において株主様側の環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル、投票ができない等のトラブルに関するお問い合わせ

※システムに関するお問い合わせは下記をご参照ください。

<株主総会当日のバーチャル出席に関するシステム・技術的なお問い合わせ>

※ 2023年6月28日につきましては、専用のコールセンターを用意いたしますので、以下の番号までお電話をお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ 電話：03-6833-6852（受付期間 9:00～株主総会終了まで）

議決権行使についてのご案内



バーチャルオンリー株主総会に出席して議決権を行使される場合

前記「バーチャルオンリー株主総会」のご案内をご参照のうえ、バーチャルオンリー株主総会にご出席ください。

株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）
午後1時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）
午後5時まで

詳細は次ページをご参照ください。

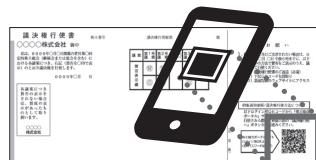
※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2023年6月27日（火曜日）午後5時

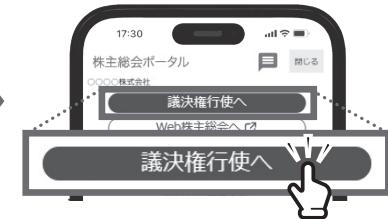
スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

► <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

► <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただかなければなりません。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものといたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00~5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。



「議決権行使へ」をクリック！

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時~21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金41円

総額12,294,128,021円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定にもとづき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、あわせて内容が重複する現行定款第8条（自己株式の取得）を削除するものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第1章　総　　則	第1章　総　　則
第1条　(条文省略)	第1条　(現行どおり)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことをその目的とする。 1. ~14. (条文省略) 15. クレジットカードに関する業務及び前払式証票（ギフトカード <u>および</u> 商品券等）の発行 <u>および</u> その販売 16. (条文省略) 17. 前各号に付帯 <u>または</u> 関連する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことをその目的とする。 1. ~14. (現行どおり) 15. クレジットカードに関する業務及び前払式証票（ギフトカード <u>及び</u> 商品券等）の発行 <u>及び</u> その販売 16. (現行どおり) 17. 前各号に付帯 <u>又は</u> 関連する一切の業務
第3条 (条文省略) (機 関)	第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人 (削除)
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第7条 (条文省略)	第6条～第7条 (現行どおり)
(自己株式の取得)	(削除)
第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	
第9条～第10条 (条文省略)	第8条～第9条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第16条 (条文省略)	第10条～第15条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等の電子提供措置)	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>議決権の基準日までに</u> 電子提供措置をとるものとする。	第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。	2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、 <u>議決権の基準日までに</u> 書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新設)	第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第17条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. ~ 3. (条文省略)	(選任方法) 第18条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。 2. ~ 3. (現行どおり)
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	(任 期) 第19条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>3. 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>5. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
第26条 (条文省略) (報酬等)	第26条 (現行どおり) (報酬等)
第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略) (取締役との責任限定契約)	第28条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約)
第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができる。	第29条 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができる。
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> (員数) <u>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除) (削除)

現行定款	変更案
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削除)
(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
(常勤監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 前項の規定にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法務省令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名をする。	(削除)
(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(報酬等) 第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	(削除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) <u>第39条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>	(削除)
(監査役との責任限定契約) <u>第40条 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第41条～第43条 (条文省略)	第35条～第37条 (現行どおり)
第7章 計 算	第7章 計 算
第44条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(剩余金の配当等の決定機関)</u></p> <p><u>第39条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(剩余金の配当の基準日) 第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	<p><u>(剩余金の配当の基準日)</u></p> <p><u>第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</u></p>
(中間配当) 第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削除)
第47条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当会社は、第25回定期株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者は、独立社外取締役を中心に構成した指名報酬諮問委員会における答申を得て、取締役会で決定したものです。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	さわだ こうたろう 澤田 宏太郎 (1970年12月15日生)	1994年4月 株NTTデータ入社 1998年4月 株NTTデータ経営研究所入社 2005年6月 スカイライトコンサルティング株入社 2008年5月 株スタートトゥデイコンサルティング 代表取締役 2013年6月 当社取締役 2017年4月 当社マーケティング本部担当 2019年5月 当社ZOZOTOWN事業担当 2019年9月 当社代表取締役社長兼CEO（現任） 2022年8月 株ZOZO NEXT 代表取締役CEO（現任） （重要な兼職の状況） 株ZOZO NEXT 代表取締役CEO	49,900株

<取締役候補とした理由>

当社入社以来、子会社の代表取締役としての経験を経て、マーケティング部門の管掌として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を行ってまいりました。また、2019年9月からは当社代表を務め、事業運営において迅速で柔軟な意思決定を図ってまいりました。今後の当社グループの成長および当社の企業理念の実現に向けて適任であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	やなぎさわ こうじ 柳澤 孝旨 (1971年5月19日生)	<p>1995年4月 株富士銀行（現株みずほ銀行）入社</p> <p>1999年5月 株NTTデータ経営研究所入社</p> <p>2005年5月 みずほ証券株入社</p> <p>2006年2月 当社常勤監査役</p> <p>2008年6月 当社取締役経営管理本部長</p> <p>2009年4月 当社取締役CFO</p> <p>2015年12月 株コロプラ社外取締役（現任）</p> <p>2017年4月 当社取締役副社長兼CFO（現任）</p> <p>2020年3月 株デジタルホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2021年10月 株ZOZO NEXT 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株コロプラ社外取締役 株デジタルホールディングス社外取締役 株ZOZO NEXT 取締役</p>	140,100株
<取締役候補者とした理由> 経理、財務、IR、法務等の経営管理全般、コーポレート・ガバナンス、M&A等を統括し全社の管理基盤強化を図ってまいりました。また、取締役副社長として業務を執行しており、今後も取締役会の構成員として幅広い視点での職務執行が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	ひろせ ふみのり 廣瀬 文慎 (1977年8月17日生)	<p>2001年4月 (株)第一勵業銀行(現(株)みずほ銀行)入行</p> <p>2005年8月 日興コーディアル証券(株)(現SMBC日興証券(株))入社</p> <p>2007年5月 当社内部監査室長</p> <p>2010年8月 当社経営管理本部長</p> <p>2012年4月 当社EC事業本部長</p> <p>2017年7月 当社経営管理本部長</p> <p>2019年5月 当社執行役員経営管理本部長</p> <p>2019年7月 (株)ココペリ社外監査役 (現任)</p> <p>2020年7月 当社EC事業本部執行役員兼EC事業本部長 当社MSP事業本部執行役員</p> <p>2021年2月 当社執行役員カテゴリ推進本部</p> <p>2021年6月 当社取締役兼COO (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>(株)ココペリ社外監査役</p>	23,200株
<取締役候補者とした理由>			
当社入社以来、内部監査室長、執行役員経営管理本部長、執行役員EC事業本部長を歴任し幅広い経験と知見を有しております。また、2021年6月からは当社取締役兼COOとして当社の事業成長に貢献してまいりました。当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者といったしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
4	おざわたかお 小澤 隆生 (1972年2月29日生)	<p>1995年4月(株)CSK(現SCSK株)入社 1999年8月(株)ビズシーク設立 同社代表取締役 2003年3月 楽天株入社 同社オークション事業担当執行役員 2005年1月(株)楽天野球団取締役事業本部長 2012年9月 ヤフー(株)(現Zホールディングス株)入社 2012年10月 YJキャピタル(株)取締役COO 2013年7月 ヤフー(株)(現Zホールディングス株)執行役員シヨツピングカンパニー一長 2013年8月 アスクル(株)社外取締役(現任) 2014年4月 YJキャピタル(株)代表取締役 2015年1月 同社取締役 2015年9月(株)ユーザーローカル取締役 2016年3月 バリューコマース(株)取締役 (株)一休取締役 2018年4月 ヤフー(株)(現Zホールディングス株)常務執行役員コマースカンパニー一長兼コマースカンパニーシヨツピング統括本部長 2018年6月 PayPay(株)取締役(現任) 2018年10月(株)一休取締役会長(現任) 2019年6月 ヤフー(株)(現Zホールディングス株)取締役 専務執行役員 2019年10月 ヤフー(株)取締役 専務執行役員 最高執行責任者(COO) 2020年6月 当社取締役(現任) 2022年2月(株)出前館社外取締役(現任) 2022年4月 Zホールディングス(株)取締役専務執行役員E-CommerceCPO(現任) 2022年4月 ヤフー(株)代表取締役社長社長執行役員CEO(現任) (重要な兼職の状況) アスクル(株)社外取締役 (株)一休取締役会長 PayPay(株)取締役 (株)出前館社外取締役 Zホールディングス(株)取締役専務執行役員E-CommerceCPO ヤフー(株)代表取締役社長社長執行役員CEO</p>	- 株
<取締役候補者とした理由> 経営者としてインターネットサービス業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社グループの経営に活かすため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	ながた ゆうこ ※永田佑子 (1978年11月22日生)	<p>2003年4月 株式会社NTTファシリティーズ 経営企画部 営業推進課</p> <p>2004年5月 ワイノット株式会社 (のちに楽天株式会社に吸収合併)</p> <p>2005年6月 楽天株式会社 ギフトサービス事業 事業長</p> <p>2011年5月 日本ローレアル 株式会社 Professional Production Division e-business manager</p> <p>2018年4月 ヤフー株式会社 CEO事業推進室</p> <p>2022年4月 Zホールディングス株式会社 執行役員 (現任)</p> <p>2023年4月 ヤフー株式会社 執行役員マーケティング統括本部長 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>Zホールディングス株式会社 執行役員 ヤフー株式会社 執行役員 マーケティング統括本部長</p>	- 株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>インターネットサービス業界および化粧品業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社グループの経営に活かすため、当社取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	ほった かずのり 堀田 和宣 (1975年9月24日生)	<p>1998年10月 株式会社ティックアンドギブ・ニーズ入社</p> <p>2000年8月 同社取締役</p> <p>2002年6月 同社退社</p> <p>2003年10月 株式会社グッドラック・コーポレーション設立 代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年6月 株式会社ティックアンドギブ・ニーズ取締役</p> <p>2015年11月 同社取締役国際事業部長</p> <p>2019年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社グッドラック・コーポレーション代表取締役社長</p>	- 株
<p><社外取締役候補者とした理由および期待される役割></p> <p>ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたいと、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>上記の豊富な経験や幅広い見識を活かし、主に経営戦略の策定および業務執行の意思決定への助言、指名報酬決定プロセスへの関与、利益相反の監督などを行い、経営の監督およびコーポレート・ガバナンス強化を果たしていただくことを期待するものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	さいとう たろう 齋藤 太郎 (1972年11月24日生)	<p>1995年4月 株電通入社</p> <p>2005年5月 株dof設立 同社取締役</p> <p>2009年6月 株電通退社</p> <p>2009年6月 株dof代表取締役社長（現任）</p> <p>2014年12月 株VOYAGE GROUP（現株CARTA HOLDINGS）社外取締役（現任）</p> <p>2017年1月 株CC設立 同社取締役（現任）</p> <p>2019年6月 フォースタートアップス株社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年8月 Sansan(株)社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>株dof代表取締役社長</p> <p>株CARTA HOLDINGS社外取締役</p> <p>株CC取締役</p> <p>フォースタートアップス(株)社外取締役</p> <p>Sansan(株)社外取締役</p>	- 株

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

プランディングおよびコミュニケーションデザインについて豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

上記の豊富な経験や幅広い見識を活かし、主に経営戦略の策定および業務執行の意思決定への助言、指名報酬決定プロセスへの関与、利益相反の監督などを行い、経営の監督およびコーポレート・ガバナンス強化を果たしていただくことを期待するものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
8	かんさいたかこ ※閑歳孝子 (1979年4月1日生)	<p>2001年4月 株日経BP入社 2004年9月 株ケイビーエムジェイ（現株アピリッツ）入社 2008年8月 株ユーザーローカル入社 2012年9月 株Zaim設立 代表取締役（現任） 2018年11月 株Da Vinci Studio 取締役（現任） 2021年4月 ROLLCAKE株 社外取締役（現任） 2023年5月 株くふうカンパニー代表執行役（現任） （重要な兼職の状況） 株Da Vinci Studio取締役 株ROLLCAKE社外取締役 株Zaim代表取締役 株くふうカンパニー代表執行役</p>	- 株
<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>			
インターネットサービスにおける事業およびテクノロジーの両面での豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。			
上記の豊富な経験や幅広い見識を活かし、主に経営戦略の策定および業務執行の意思決定への助言、指名報酬決定プロセスの主導、利益相反の監督などを行い、経営の監督およびコーポレート・ガバナンス強化を果たしていただくことを期待するものであります。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小澤隆生氏は、ヤフー株（YJ）の代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）であり、同社は当社とヤフーショッピングへの出店や広告に関する取引関係およびユーザー送客に関する取引関係があるとともに、ファッションEC事業において競業関係にあります。
4. 小澤隆生氏の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社であるZホールディングス株（ZHD）およびZHDの子会社であるYJにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。
5. 永田佑子氏は、YJの執行役員マーケティング統括本部長であり、同社は当社とヤフーショッピングへの出店や広告に関する取引関係およびユーザー送客に関する取引関係があるとともに、ファッションEC事業において競業関係にあります。
6. 永田佑子氏の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社であるZHDおよびZHDの子会社であるYJにおける現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位および担当を含めて記載しております。

7. 堀田和宣氏、齋藤太郎氏及び閑歳孝子氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は堀田和宣氏及び齋藤太郎氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏ら及び閑歳孝子氏の選任が承認された場合、当社は、独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
8. 堀田和宣氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
9. 齋藤太郎氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
10. 堀田和宣氏、齋藤太郎氏及び閑歳孝子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
11. 堀田和宣氏、齋藤太郎氏及び閑歳孝子氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けたこともありません。
12. 堀田和宣氏、齋藤太郎氏及び閑歳孝子氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
13. 堀田和宣氏、齋藤太郎氏及び閑歳孝子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
14. 当社は、小澤隆生氏、堀田和宣氏及び齋藤太郎氏のそれぞれとの間において、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らの再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
15. 当社は、永田佑子氏及び閑歳孝子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
16. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	いがらし ひろこ ※五十嵐 弘子 (1965年7月7日生)	<p>1992年11月 井上斎藤英和監査法人 (現有限責任あづさ監査法人) 入社</p> <p>1997年11月 公認会計士登録</p> <p>1999年9月 株インターネット総合研究所入社</p> <p>2011年10月 (株)ブロードバンドタワー転籍 経理グループ責任者</p> <p>2019年6月 当社常勤監査役 (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>特になし</p>	- 株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>			
公認会計士の資格を有しております、また、他の企業において経理グループ責任者として職務に携わっていたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことではありませんが、上記理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	うつのみや じゅんこ ※宇都宮 純子 (1971年6月21日生)	<p>2000年4月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2007年10月 株東京証券取引所 出向</p> <p>2011年11月 宇都宮総合法律事務所 開設</p> <p>2012年6月 当社監査役（現任）</p> <p>2013年4月 法政大学法科大学院兼任教授（国際取引法担当）</p> <p>2013年4月 株ソラスト社外監査役</p> <p>2013年9月 株アドベンチャー 社外取締役</p> <p>2015年12月 宇都宮・清水法律事務所 開設</p> <p>2018年2月 宇都宮・清水・陽来法律事務所開設 同所代表弁護士（現任）</p> <p>2018年10月 ラクスル株社外監査役</p> <p>2019年10月 ラクスル株社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2020年6月 平和不動産株社外取締役（現任）</p> <p>2021年3月 ペプチドリーム株社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>宇都宮・清水・陽来法律事務所 代表弁護士</p> <p>ラクスル株社外取締役（監査等委員）</p> <p>平和不動産株社外取締役</p> <p>ペプチドリーム株社外取締役（監査等委員）</p>	3,000株

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

弁護士としての専門的見地から企業法務に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	にしやま くみこ ※西山 久美子 (1964年3月10日生)	<p>1987年4月 福田法律事務所入所</p> <p>1992年10月 井上齋藤英和監査法人（現有限責任あづさ監査法人）入所</p> <p>1998年4月 公認会計士登録</p> <p>1998年4月 中央青山監査法人入所</p> <p>2004年7月 株中央青山サステナビリティ認証機構へ在籍出向</p> <p>2006年7月 株中央青山サステナビリティ認証機構 取締役</p> <p>2007年7月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入所 株あらたサステナビリティ認証機構へ在籍出向</p> <p>2012年10月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>2023年5月 西山公認会計士事務所開業 同所所長（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>西山公認会計士事務所 所長</p>	- 株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>			

- <監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割>
- 公認会計士の資格を有しております、また、サステナビリティに関する職務に携わっていたことから、幅広い知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断したためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 五十嵐弘子氏、宇都宮純子氏及び西山久美子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は五十嵐弘子氏及び宇都宮純子氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 西山久美子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
5. 五十嵐弘子氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
6. 宇都宮純子氏は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役の就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
7. 五十嵐弘子氏、宇都宮純子氏及び西山久美子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。

8. 五十嵐弘子氏、宇都宮純子氏及び西山久美子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもあります。
9. 五十嵐弘子氏、宇都宮純子氏及び西山久美子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 五十嵐弘子氏、宇都宮純子氏及び西山久美子氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割、もしくは事業の譲受により、当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併の直前に業務執行者であったことはありません。
11. 当社は、五十嵐弘子氏及び宇都宮純子氏との間において、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏らの選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
12. 当社は、西山久美子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
13. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
14. 宇都宮純子氏は、2013年9月から2020年9月まで株式会社アドベンチャーの社外取締役に就任しておりましたが、その在任中に、同社子会社の従業員による着服行為が判明しました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでしたが、日頃から同社において法令順守及びコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、本件事実の判明後においては徹底的な調査および再発防止策の策定を要請し、同社の取組みを監督するなど、その職責を適切に遂行しておりました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
はつとり しちろう 服 部 七 郎 (1944年11月14日生)	<p>1967年4月 安宅産業㈱入社 1977年10月 豊田通商㈱ 1980年12月 大和証券㈱ 1988年4月 County NatWest証券会社 取締役債券本部長 1993年4月 NatWest Group 日本 総 支 配 人 兼 National Westminster銀行 東京支店長 1996年11月 NatWest Group 日本総支配人 兼 NatWest証券会社 代表取締役社長 1999年2月 Princeton Economics投資顧問会社 代表取締役社長 2001年11月 BSL(株)(現OAK Capital(株)) 常務取締役 2010年9月 当社 内部監査室長 2011年6月 当社監査役 2019年6月 当社補欠監査役(現任)</p>	1,300株

<補欠監査等委員である取締役候補者とした理由>

商社・証券・商業銀行・投資銀行において長年に亘り国際業務に従事し、また外資系金融機関において経営職の経験も長く、さらに当社内部監査室長及び監査役に就いていたことから、監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断し、補欠監査等委員である取締役候補者といたします。

- (注) 1. 補欠監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、服部七郎氏が監査等委員である取締役候補者に就任した場合、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契

約の被保険者に含められることとなります。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

当社における経営環境を踏まえ、現在または将来の経営課題への対応において期待される、取締役が有する知見・経験は以下のとおりです。

氏名	役位	①取締役会の意思決定・モニタリング上、重要視する要件										②現在および将来の経営課題への対応上、重要視する要件	ソウゾウする力
		企業経営	ファイナンス・M&A	財務・会計	組織・人事	ESG・サステナビリティ	コーポレートガバナンス	コンプライアンスト・リスクマネジメント	ブランド戦略・クリエイティブ戦略	テクノロジー(I.T.・デジタル)	同事業・同業界	サプライチェーン	グローバル経営・事業
澤田 宏太郎	代表取締役社長兼CEO	●			●	●			●	●	●	●	●
柳澤 孝旨	取締役副社長兼CFO	●	●	●		●	●	●			●		●
廣瀬 文慎	取締役兼COO	●	●	●		●	●	●			●	●	●
小澤 隆生	取締役	●	●						●	●	●		●
永田 佑子	取締役	●				●			●		●		●
堀田 和宣	社外取締役	●			●								●
齋藤 太郎	社外取締役	●			●				●				●
閑歳 孝子	社外取締役	●			●				●	●	●		●
五十嵐 弘子	監査等委員		●	●			●	●					●
宇都宮 純子	監査等委員		●			●	●	●				●	●
西山 久美子	監査等委員		●	●		●	●	●					●

(注) ソウゾウする力とは、「ZOZO」の語源である想像(SOZO)と創造(SOZO)のゴロを掛け合わせた当社による造語で、新しい価値や文化、あらゆる感動と驚きを生み出す力を意味しております。また、本表は各取締役が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2017年6月27日開催の第19回定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額800百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすること、及び各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案の内容については、独立社外取締役を中心に構成した指名報酬諮問委員会における答申を受けて、取締役会で決定したものです。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、当社の監査等委員会設置会社への移行及び昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当社における取締役の個人別の報酬にかかる決定方針の改定を予定しております。監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬については、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を促し、健全なインセンティブとして機能させることを報酬の目的とし、当社の経営戦略に基づく、短期・中長期の業績の達成及び企業価値の向上に向けた取り組みとその成果に対して報酬を支払うこととし、固定報酬（現金報酬）と業績連動報酬（現金賞与・株式報酬）で構成することを基本方針とする予定です。本議案は、当該改定後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、当社の指名報酬諮問委員会における審議の結果を踏まえたものであることから、取締役会は相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（うち、社外取締役3名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責、現在の役員の員数及び今後の動向並びに2007年6月28日開催の第9回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額等を総合的に勘案したものであり、また、本議案は、当社の指名報酬諮問委員会における審議の結果を踏まえたものであることから、取締役会は相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する報酬等の設定の件（業績連動型譲渡制限付株式の付与）

当社は、当社の業務執行取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を設定・実施しており、本制度に係る報酬枠として、2020年6月29日開催の第22回定時株主総会において、第19回定時株主総会においてご承認いただいた現金報酬及び現金賞与に係る報酬枠とは別枠で、業務執行取締役に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬の額を年額162百万円（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）の範囲内で支給することにつき、また、2021年6月25日開催の第23回定時株主総会において、本制度に基づき、業務執行取締役に対して報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法での譲渡制限付株式の付与を行うことを可能とすることにつき、それぞれご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現行の本制度に係る報酬枠を廃止し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」で承認をお願いしている取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬枠とは別枠として、監査等委員会設置会社への移行後の本制度に係る取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬を設定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社は、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、本制度のインセンティブ機能のより一層の強化を目的として、監査等委員会設置会社への移行後の本制度においては、報酬枠を現行の本制度における報酬枠から増枠させていただきたいと考えております。そのため、本議案においては、対象取締役に対する譲渡制限付株式の金額の上限を年額864百万円、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数の上限を年576,000株以内としております（但し、いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）。ただし、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として、本制度における業績指標等の評価期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しております。なお、業績指標等の評価期間である3事業年度の途中に就任した対象取締役に対しては、その就任時点から業績指標等の評価期間である3事業年度の最終年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。

なお、現行の本制度の対象となる取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、対象取締役の員数は引き続き3名となります。本制度につきましては、監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり可決され、その効力が生じた時をもって、効力を生じるものといたします。

変更後の本制度の内容は以下のとおりです。

1. 講渡制限付株式の発行又は処分の方法

本制度に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の発行又は処分は、原則として3事業年度にかかる評価期間に相当する譲渡制限付株式の発行又は処分を初年度に一括して、当該発行又は処分に係る取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法（以下「無償交付」といいます。）

②対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

2. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び上限額

本制度に基づき、対象取締役に対して当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年576,000株以内（但し、いずれも、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式として発行又は処分される当社

普通株式の総数の上限の調整を必要とする場合には、当該総数の上限を合理的に調整できるものとします。) とし、年額864百万円(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)の範囲内で支給することとします(なお、原則として、3事業年度にかかる評価期間の報酬に相当する当社の普通株式がその初年度に一括して付与することを想定しており、実質的には年192,000株、年額288百万円の範囲内となるように付与する予定です)。

なお、無償交付の場合は、当社が発行又は処分する普通株式は、金銭の払込み等は要しませんが、1株につき、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として対象取締役の報酬額を算出します。現物出資交付の場合は、対象取締役に現物出資財産として上記金額の範囲内で金銭報酬債権を支給して、対象取締役から現物出資を受けて当社の普通株式を発行又は処分するものとし、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役会において決定するものとします。

3. 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本制度に基づき交付される株式(以下「本割当株式」といいます。)の割当を受けた日より3年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分することができません(以下「譲渡制限」といいます。)。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、当社の株価上昇率、連結営業利益、当社が定めるESG評価機関での評価スコアその他の当社取締役会が予め設定した業績目標等の達成度合い等に応じて譲渡制限解除割合を決定し、譲渡制限期間の満了時点において対象取締役が保有する割当株式のうち、当該割当株式の数に譲渡制限解除割合を乗じて計算される数(1株未満切り捨て)の割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限を解除するものとします。但し、対象取締役が、譲渡制限期間中に、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 本割当株式の無償取得

当社は、本割当株式のうち、上記(2)に従い譲渡制限が解除されないこととなる本割当株式を無償で取得するものとします。また、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社の取締役の地位を退任した場合その他対象取締役に一定の事由が生じた場合には、当社は、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得するものとします。

当社は、上記(2)に従い譲渡制限が解除された本割当株式についても、当該譲渡制限解除後において、譲渡制限解除割合の算定基礎となる数値に誤りがあった場合等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、対象取締役は、当社に対して、本割当株式の全部若しくは一部又はこれらに相当する金銭等を無償で返還するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社とな

る株式交換契約又は株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（株主総会承認が不要な場合は、取締役会）で承認された場合、当社は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、譲渡制限が解除されていない本割当株式について無償で取得します。

4. その他取締役会で定める内容

その他の内容につきましては、当社の取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とするものとします。

5. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを与えるとともに、当社の対象取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。当社は2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりですが、第2号議案「定款一部変更の件」、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」、第7号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件」及び第8号議案「取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対する報酬等の設定の件（業績連動型譲渡制限付株式の付与）」が原案どおり承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を改定することを予定しており、本議案は、当該改定後の方針に沿って取締役の個人別の報酬等を決定するために必要なものであります。また、本議案に基づき、3事業年度に一度、本制度における上限数の株式数が付与されると仮定した場合の当事業年度末における発行済株式総数に対する希薄化率は、約0.18%と軽微であることから、取締役会は、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、本議案が承認可決された場合、本株主総会終結後に、当社の執行役員にも、譲渡制限付株式を割り当てる予定です。なお、執行役員に対する譲渡制限付株式の割当ては、対象者に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法により行う予定です。

以上

第 25 期 事 業 報 告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

[表 1] 前年同期比

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	前年同期比
商品取扱高	508,876 (110.1%)	544,317 (108.6%)	7.0%
商品取扱高（その他商品取扱高除く）	462,175 (100.0%)	501,108 (100.0%)	8.4%
売上高	166,199 (36.0%)	183,423 (36.6%)	10.4%
売上総利益	156,172 (33.8%)	171,341 (34.2%)	9.7%
営業利益	49,656 (10.7%)	56,421 (11.3%)	13.6%
経常利益	49,655 (10.7%)	56,716 (11.3%)	14.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	34,492 (7.5%)	39,526 (7.9%)	14.6%

() 内は商品取扱高（その他商品取扱高除く）に対する割合です。

当社グループは、「世界中をカッコよく、世界中に笑顔を。」という企業理念のもと、日本最大級のファッションECサイト「ZOZOTOWN」、及びファッションメディア「WEAR」の運営を中心に事業活動を行っております。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の落ち着きに伴う外出機会の増加ならびに洋服に対する需要の増加により、アパレル業界が活気づいた市況となりました。この状況下で当社グループは、ZOZOTOWNにおいてはユニークユーザー数拡大及びコンバージョンレート（ユニークユーザーの購買率）向上を目指し、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに一層注力してまいりました。具体的には、2022年5月・9月・11月にセールイベント「ZOZOWEEK」の実施（2022年5月14日～23日の10日間、同年9月13日～19日及び22日～25日の11日間、同年11月3日～13日及び17日～23日の18日間）ならびに夏・冬の本セール開始期間にはTVCMを放送し集客を強化する等、ZOZOTOWNにおける販売力の最大化に取り組みました。加えて、引き続き多様化するユーザーニーズに対応できるよう積極的に幅広いジャンルの新規ブランドの出店も進めてまいりました。

また、カテゴリー強化の取り組みとしては、コスメカテゴリー強化を図る「ZOZOCOSME」に注力しております。ZOZOCOSMEは2023年3月末時点において国内外の700以上のコスメブランドを取り扱っております。今後も、商品取扱高拡大のために新規ブランド出店を積極的に継続してまいります。また、高精度で肌の色を

計測できるツール「ZOZOGLOSS」を用いて、計測した肌の色に最も近いファンデーションならびにコンシーラーの色を提案する購入アシスト機能を実装し、ユーザーに新しい購入体験を提供しております。

Yahoo!ショッピング（2022年10月にPayPayモールを吸収し統合）については、前連結会計年度までに獲得した顧客の定着や、モールを運営するヤフー㈱による販促施策投下の効果で、売上を伸ばしております。

BtoB事業については、前第4四半期連結会計期間に商品取扱高の多くを占めるブランドの支援撤退があつたものの、支援を継続しているブランド各社においては自社ECサイト活用の積極化が続いている状況です。

これらの結果、当連結会計年度における商品取扱高は544,317百万円（前年同期比7.0%増）、その他商品取扱高を除いた商品取扱高は501,108百万円（同8.4%増）となりました。売上高は183,423百万円（同10.4%増）、売上総利益は171,341百万円（同9.7%増）となりました。売上総利益の商品取扱高（その他商品取扱高除く）に対する割合（粗利率）は34.2%となり、前年同期と比較して0.4ポイント上昇いたしました。

売上高については、商品取扱高に対する売上高比率が高い買取・製造販売とUSED販売、広告事業の成長ならびに商品取扱高に対する売上高比率が低いBtoB事業の商品取扱高における構成比が減少した事ならびに広告事業における売上高の成長率が商品取扱高の成長率よりも高い水準であった事が主な要因となり、前年同期比で商品取扱高（その他商品取扱高除く）の成長率を上回る伸び率となりました。

粗利率上昇の主な要因は、売上高について記載の通り、買取・製造販売とUSED販売、広告事業の成長ならびに粗利率の低いBtoB事業の商品取扱高が商品取扱高（その他商品取扱高除く）における構成比が減少したためです。

販売費及び一般管理費は114,920百万円（前年同期比7.9%増）、商品取扱高（その他商品取扱高除く）に対する割合は22.9%と前年同期と比較して0.1ポイント低下しております。前年同期比で販管費率が低下している主な理由は以下のとおりです。なお、以下の対商品取扱高比は、各販管費項目を商品取扱高（その他商品取扱高除く）で除した結果となります。

・上昇（悪化）要因

- ① TVCM・WEB広告等の投下量増加に伴い広告宣伝費（対商品取扱高）が0.4ポイント上昇。
- ② システムリプレイスやサービス強化に伴うクラウドサーバ利用量増加に伴う通信費などに伴い、その他費用（対商品取扱高）が0.2ポイント上昇。

・低下（改善）要因

- ① 物流拠点内の作業効率向上等により、人件費のうち物流関連費（対商品取扱高）が0.3ポイント低下。
- ② 出荷単価が前期実績を上回った事ならびに商品配送時の梱包資材のサイズ適正化により、荷造運賃（対商品取扱高）が0.3ポイント低下。

以上の結果、当連結会計年度の営業利益は56,421百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益率は対商品取扱高（その他商品取扱高除く）比11.3%と前年同期と比較して0.6ポイント上昇しております。また、経常利益は56,716百万円（同14.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39,526百万円（同14.6%増）となりました。

[表2] 2023年1月31日開示 通期連結修正業績予想比

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (修正業績予想)	当連結会計年度 (実績)	修正業績 予想比
商品取扱高	543,800 (109.7%)	544,317 (108.6%)	0.1%
商品取扱高（その他商品取扱高除く）	495,800 (100.0%)	501,108 (100.0%)	1.1%
売上高	181,300 (36.6%)	183,423 (36.6%)	1.2%
営業利益	55,000 (11.1%)	56,421 (11.3%)	2.6%
経常利益	55,200 (11.1%)	56,716 (11.3%)	2.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	38,400 (7.7%)	39,526 (7.9%)	2.9%

() 内は商品取扱高（その他商品取扱高除く）に対する割合です。

2023年1月31日に開示いたしました修正業績予想に対しては、商品取扱高が0.1%、商品取扱高（その他商品取扱高除く）が1.1%、売上高が1.2%、営業利益が2.6%、経常利益が2.7%、親会社株主に帰属する当期純利益が2.9%それぞれ上回りました。修正業績予想値達成の主な要因は、第4四半期連結会計期間における既存ユーザーのリテンション・新規ユーザーの獲得状況がともに良好に推移したためです。

なお、当社グループはEC事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、単一セグメント内の各事業区分の業績を以下のとおり示しております。

各事業別の業績は、以下のとおりです。

〔表3〕事業別前年同期比

事業別	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)			当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)			取扱高 前年同期比 (%)	売上高 前年同期比 (%)
	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	取扱高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)		
ZOZOTOWN事業 (買取・製造販売)	391,647 3,233	77.0 0.6	122,976 3,175	435,542 4,726	80.0 0.9	136,075 4,561	11.2 46.2	10.7 43.6
(受託販売)	374,966	73.8	106,591	414,769	76.2	115,815	10.6	8.7
(USED販売)	13,448	2.6	13,209	16,046	2.9	15,699	19.3	18.8
Yahoo!ショッピング	43,844	8.6	12,769	49,881	9.2	14,652	13.8	14.7
BtoB事業	26,682	5.2	4,945	15,684	2.9	2,587	△41.2	△47.7
広告事業	—	—	6,301	—	—	7,770	—	23.3
その他除く 小計	462,175	90.8	146,993	501,108	92.1	161,086	8.4	9.6
その他	46,701	9.2	19,206	43,209	7.9	22,336	△7.5	16.3
合計	508,876	100.0	166,199	544,317	100.0	183,423	7.0	10.4

① ZOZOTOWN事業

ZOZOTOWN事業は、「買取・製造販売」「受託販売」「USED販売」の3つの事業形態で構成されております。「買取・製造販売」は当社グループが仕入れを行い、在庫リスクを負担し販売を行う事業形態になります。各ブランドからファッション商材を仕入れる形態と、MSP（マルチサイズプラットフォーム）等、当社グループが商材を発注する形態がこちらに該当します。「受託販売」は各ブランドの商品を受託在庫として預かり、受託販売を行っております。「USED販売」は主に個人ユーザー等から中古ファッション商材を買取り、販売を行っております。新品商品購入促進のための付加価値サービスと位置付けております。

当社では、ZOZOTOWN事業を持続的に成長させていくためには「購入者数の拡大」及び「ファッション消費におけるZOZOTOWN利用率上昇」が重要なファクターであると認識しております。そのために、ユーザーとブランド双方にとって魅力的なサイト作りに取り組んでおります。

なお、ZOZOTOWN事業に係る主なKPIの推移は以下のとおりです。

(ショップ数等)

[表4] ショップ数、ブランド数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
ZOZOTOWN出店ショップ数(注)1 内) 買取・製造販売	1,488 20	1,502 24	1,516 24	1,510 24	1,523 25	1,532 27	1,554 28	1,562 28
受託販売	1,468	1,478	1,492	1,486	1,498	1,505	1,526	1,534
ブランド数(注)1、2	8,490	8,451	8,481	8,433	8,512	8,455	8,545	8,455

(注) 1 四半期会計期間末日時点の数値を使用しております。

2 プライベートブランド「ZOZO」及び「マルチサイズ」は含んでおりません。

当連結会計年度に新規出店したショップ数は111ショップ（純増52ショップ）となりました。なお、第4四半期連結会計期間に新規出店したショップ数は31ショップとなりました。主な新規出店ショップは日本再上陸・アメリカ発のファストファッショングを展開する「FOREVER21」、大手カタログ通販会社である株式会社ニッセンが展開する「nissen」、シンプルとコラーゲンを追求したスキンケアブランド「PERFECT ONE」です。

(年間購入者数)

[表5] 年間購入者数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入者数 (注)2	9,730,162	9,890,784	10,103,351	10,418,331	10,619,934	10,859,876	11,211,383	11,411,712
(前年同期比)	1,067,602	1,085,629	963,555	932,662	889,772	969,092	1,108,032	993,381
(前四半期比)	244,493	160,622	212,567	314,980	201,603	239,942	351,507	200,329
アクティブ会員数 (注)3	8,367,073	8,507,997	8,711,879	9,043,194	9,269,080	9,545,087	9,935,769	10,192,333
(前年同期比)	1,143,320	1,073,468	937,939	905,465	902,007	1,037,090	1,223,890	1,149,139
(前四半期比)	229,344	140,924	203,882	331,315	225,886	276,007	390,682	256,564
ゲスト購入者数	1,363,089	1,382,787	1,391,472	1,375,137	1,350,854	1,314,789	1,275,614	1,219,379
(前年同期比)	△75,718	12,161	25,616	27,197	△12,235	△67,998	△115,858	△155,758
(前四半期比)	15,149	19,698	8,685	△16,335	△24,283	△36,065	△39,175	△56,235

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 年間購入者数は過去1年以内に1回以上購入したアクティブ会員数とゲスト購入者数の合計です。

3 アクティブ会員数は過去1年以内に1回以上購入した会員数になります。

4 「Yahoo!ショッピング」の購入者は含んでおりません。

第4四半期連結会計期間において、アクティブ会員数が前年同期比及び前四半期比でそれぞれ増加したことにより、年間購入者数も増加いたしました。アクティブ会員数の順調な増加は、昨年度に新規獲得した会員の定着に加え、2022年5月・9月・11月に実施したZOZOWEEK開催期間ならびに同年6月開始の「夏本セール」、2023年1月に開始した「冬本セール」、2023年3月のCOSMEアイテム販売開始2周年企画の期間においてTVCM放送ならびにWEB上の広告等により集客を強化したことが要因です。

(年間購入金額及び年間購入点数)

[表6] 年間購入金額、年間購入点数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
年間購入金額(全体) (注)1、2、3、4	42,363	42,343	42,549	42,403	42,559	42,401	42,331	42,224
(前年同期比)	△6.1%	△4.5%	△2.9%	△1.0%	0.5%	0.1%	△0.5%	△0.4%
(前四半期比)	△1.1%	△0.0%	0.5%	△0.3%	0.4%	△0.4%	△0.2%	△0.3%
年間購入点数(全体) (注)1、2、3	11.4	11.5	11.6	11.6	11.6	11.4	11.1	10.9
(前年同期比)	△3.6%	△2.0%	△0.7%	0.1%	1.5%	△1.4%	△4.5%	△5.9%
(前四半期比)	△1.3%	1.0%	0.9%	△0.4%	0.0%	△1.8%	△2.3%	△1.8%
年間購入金額(既存会員) (注)1、2、3、4	49,257	49,037	49,064	49,254	49,407	49,331	49,336	48,716
(前年同期比)	△5.6%	△4.8%	△3.9%	△1.8%	0.3%	0.6%	0.6%	△1.1%
(前四半期比)	△1.8%	△0.4%	0.1%	0.4%	0.3%	△0.2%	0.0%	△1.3%
年間購入点数(既存会員) (注)1、2、3	13.2	13.3	13.4	13.4	13.4	13.2	12.9	12.6
(前年同期比)	△2.8%	△2.2%	△1.7%	△0.7%	1.3%	△0.9%	△3.4%	△6.4%
(前四半期比)	△2.2%	0.3%	0.8%	0.4%	△0.3%	△1.9%	△1.8%	△2.7%

(注) 1 集計期間は会計期間末日以前の直近1年間としております。

2 アクティブ会員1人当たりの指標となっております。

3 「Yahoo!ショッピング」の購入者は含んでおりません。

4 円単位となっております。

第4四半期連結会計期間において、全体の年間購入金額が前年同期比・前四半期比で減少しておりますが、新規会員の獲得状況が良好に推移している事（新規会員は全体平均よりも年間購入金額が低い）が主な要因です。また、全体の年間購入点数が前年同期比・前四半期比で減少している要因は、新規会員の獲得状況が良好に推移している事（新規会員は全体平均よりも年間購入点数が低い）に加え、商品単価の上昇に伴う購入点数の減少が主な要因です。既存会員の年間購入金額は前年同期比・前四半期比でほぼ横ばいに推移している一方、年間購入点数が減少している要因は、商品単価の上昇に伴い複数商品を同時に注文する合わせ買いの割合が減少しているためです。

(平均商品単価等)

[表7] 平均商品単価、平均出荷単価、1注文あたり購入点数、出荷件数の推移

	前連結会計年度				当連結会計年度			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
平均商品単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	3,490 1.4%	3,264 △3.5%	4,167 △3.1%	3,752 0.1%	3,552 1.8%	3,487 6.8%	4,438 6.5%	3,987 6.3%
平均出荷単価 (注)1、2、3 (前年同期比)	7,501 1.2%	7,346 △0.3%	8,592 0.9%	7,974 △0.2%	7,699 2.6%	7,566 3.0%	8,961 4.3%	8,300 4.1%
1注文あたり購入点数 (注)1、3 (前年同期比)	2.15 △0.1%	2.25 3.2%	2.06 4.1%	2.13 △0.3%	2.17 0.9%	2.17 △3.6%	2.02 △2.1%	2.08 △2.1%
出荷件数(注)1、3 (前年同期比)	12,085,053 5.3%	11,816,663 7.3%	13,049,762 9.1%	12,800,550 14.7%	13,123,988 8.6%	12,742,183 7.8%	14,178,195 8.6%	13,379,524 4.5%

(注) 1 四半期会計期間の数値を使用しております。

2 円単位となっております。

3 「Yahoo!ショッピング」は含んでおりません。

第4四半期連結会計期間の平均商品単価につきましては、前年同期比で増加いたしました。一部の商品の定価の上昇ならびにセール商材の割引率が減少した事が主な要因です。平均出荷単価については平均商品単価が増加した影響が、1注文あたりの購入点数が減少した影響を上回った事によって前年同期比で増加しております。

i. 買取・製造販売

当連結会計年度の商品取扱高は4,726百万円（前年同期比46.2%増）、商品取扱高に占める割合は0.9%（前年同期実績0.6%）となりました。売上高は4,561百万円（前年同期比43.6%増）となりました。

2023年3月末現在、買取・製造販売のZOZOTOWN出店ショップは28ショップ（2022年12月末28ショップ）を運営しております。

ii. 受託販売

当連結会計年度の商品取扱高は414,769百万円（前年同期比10.6%増）、商品取扱高に占める割合は76.2%（前年同期実績73.8%）となりました。売上高（受託販売手数料）は115,815百万円（前年同期比8.7%増）となりました。2023年3月末現在、受託販売のZOZOTOWN出店ショップは1,534ショップ（2022年12月末1,526ショップ）を運営しております。

iii. USED販売

当連結会計年度の商品取扱高は16,046百万円（前年同期比19.3%増）、商品取扱高に占める割合は2.9%（前年同期実績2.6%）となりました。売上高は15,699百万円（前年同期比18.8%増）となりました。

② Yahoo!ショッピング

ヤフー㈱が運営するオンラインショッピングモール「Yahoo!ショッピング」～ZOZOTOWNを出店しております。当連結会計年度の商品取扱高は49,881百万円（前年同期比13.8%増）、商品取扱高に占める割合は9.2%（前年同期実績8.6%）となりました。売上高（受託販売手数料）は14,652百万円（前年同期比14.7%増）となりました。

③ BtoB事業

BtoB事業では、ブランドの自社ECサイトの構築及び運営・物流業務を受託しております。当連結会計年度の商品取扱高は15,684百万円（前年同期比41.2%減）、商品取扱高に占める割合は2.9%（前年同期実績5.2%）となりました。売上高（受託販売手数料）は2,587百万円（前年同期比47.7%減）となりました。2023年3月末現在、受託サイト数は36サイト（2022年12月末37サイト）となっております。

④ 広告事業

広告事業は、ZOZOTOWN及びWEARのユーザーリーチ基盤を活用し、主に取引先ブランド各社に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態となります。当連結会計年度の売上高は7,770百万円（前年同期比23.3%増）となりました。

WEARについては、引き続きユーザーの拡大及びコンテンツの拡充に注力しております。

⑤ その他

その他商品取扱高には、Yahoo!ショッピングにおけるZOZOTOWN店を除いたファッションカテゴリーストアのうち、ZOZOオプション（当社提案をもとにYahoo!ショッピング内で実施する特集企画への参加等の営業支援の恩恵を受ける事が出来るサービス）の契約を結んだストアの流通総額、当社連結子会社の自社ECサイトにおける流通総額、ZOZOTOWNからオフライン店舗への送客をする仕組み「ZOZOMO」を経由した流通総額（前第4四半期連結会計期間より計上）及び米国で有料販売をしている「ZOZOSUIT」の流通総額を計上しております。当連結会計年度のその他商品取扱高は43,209百万円（前年同期比7.5%減）、商品取扱高に占める割合は7.9%（前年同期実績9.2%）となりました。その他売上高には、ZOZOTOWN事業に付随した事業の売上（送料収入、決済手数料収入等）及び前述のその他商品取扱高に関連した売上等が計上されており、当連結会計年度のその他売上高は22,336百万円（前年同期比16.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、商品取扱高及びアクセス数の増加に対応するため、物流関連機材の追加やサーバーの増強等を行ったことなどから、その総額は9,271百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の主な資金調達は、借換を目的として、金融機関から短期借入金による調達を実施しており、短期借入金の当連結会計年度末残高は20,400百万円となりました。

また、当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け2023年3月に取引銀行3行との間にシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの当面の課題は、①親会社であるZホールディングス㈱との連携深化によるシナジー創出、②ZOZOTOWNのリブランディング、③利益構造の多様化、④フルフィルメント及びECシステム機能強化、⑤システムエンジニアのリソース強化が必要であると考えております。

① 親会社であるZホールディングス㈱との連携深化によるシナジー創出

当社グループはZホールディングス㈱のグループ会社となって以降、同社グループ会社との連携を強めてまいりました。引き続きグループ会社間で更なるシナジー効果を最大化できるよう、最大限の取り組みを推進してまいります。

i. ZOZOTOWN Yahoo!ショッピング店の商品取扱高拡大

2019年12月17日にヤフー㈱が運営するYahoo!ショッピングへZOZOTOWNを出店いたしました。新たな顧客層の獲得によりZOZOTOWN Yahoo!ショッピング店の売上は徐々に成長しておりますが、まだ拡大余地があると認識しております。今後は、ZOZOTOWN Yahoo!ショッピング店にもZOZOTOWN本店に近い機能の拡充を進め、幅広いユーザー層に対応するECサイトとして商品取扱高の拡大を目指してまいります。

ii. 開発リソースの共有

Zホールディングス㈱所属のエンジニアと当社所属のエンジニアの技術力の共有により、開発スピード及び開発クオリティの向上を目指してまいります。

② ZOZOTOWNのリブランディング

当社コアビジネスであるZOZOTOWNにおいては、「MORE FASHION」×「FASHION TECH」をテーマに掲げ、これまで以上にファッショントレンドを追求し、ただ売るだけではなく、新しい売り方や顧客体験を創るテクノロジーを使って、よりユーザーにもブランドにも当社ならではの付加価値を与えられるサービスとなるべくリブランディングを図ってまいります。

③ 利益構造の多様化

当社グループは、2021年4月に今後の戦略として、利益構造の多様化を目的とした戦略の3本柱（①「買う」以外のトラフィックも増やす ②「生産支援」に踏み込む ③「技術ライセンス販売」にトライ）を公表しま

した。

当社が独自に保有する顧客基盤、情報、ノウハウ、技術等の資産を最大限に活用することで収益機会の拡大を目指してまいります。

④ フルフィルメント及びECシステム機能強化

今後見込まれる商品取扱量の増加を視野に入れ、更なる物流キャパシティの拡大、業務効率化の促進を検討してまいります。2023年8月から新たな物流倉庫が稼働することで、物流キャパシティを拡大いたします。また、ECシステムのハード及び機能面に関しましては、ユーザー数の増加及びそれに伴うアクセス数の増加への対応、ユーザビリティ向上のため、適宜強化を図ってまいります。

⑤ システムエンジニアのリソース強化

今後のビジネスの拡張を図る上でシステムエンジニアのリソース強化が重要となります。現状、約450名程度のエンジニアが在籍しておりますが、今後の事業展開を鑑み、開発スピードの向上や新たなテクノロジーを取り入れるべく、エンジニアを増員してまいります。さらに、①-bでも触れたように、親会社であるZホールディングス㈱とのエンジニア等のリソース共有も積極的に行っていく予定です。

(5) 財産及び損益の状況

区分	2019年度 第22期	2020年度 第23期	2021年度 第24期	2022年度 第25期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	125,517	147,402	166,199	183,423
経常利益 (百万円)	27,644	44,386	49,655	56,716
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,804	30,932	34,492	39,526
1株当たり当期純利益 (円)	61.60	101.30	115.02	131.83
総資産 (百万円)	94,186	125,656	127,276	155,742
純資産 (百万円)	34,534	55,507	55,099	76,693

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(6) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業別	事業内容
ZOZOTOWN事業	<p>ZOZOTOWN事業は買取・製造販売、受託販売、USED販売の3つの事業形態で構成されています。</p> <p>(買取・製造販売) 当社グループが仕入れを行い、在庫リスクを負担し販売を行う事業形態であります。各ブランドからファッション商材を仕入れる形態と、MSP（マルチサイズプラットフォーム）等、自社在庫を持ちながら販売を行う形態がこちらに該当します。</p> <p>(受託販売) ZOZOTOWNに各ブランドがテナント形式で出店を行い、出店後の運営管理を行う事業であり、当社グループが各ブランドの商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、販売を行う事業形態です。当事業と買取ショップとの大きな違いは、基本的なマーチャンダイジングをテナント側が実施することと、受託販売形態であるため当社が在庫リスクを負担しないことであります。当事業に係る売上高は、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。</p> <p>(USED販売) 個人ユーザー等から中古ファッション商材を買い取り、自社在庫を持ちながら販売を行う二次流通事業形態であります。</p>
Yahoo!ショッピング	ヤフー ^(株) が運営するYahoo!ショッピングにZOZOTOWNを出店し、商品を販売する事業形態であります。
BtoB事業	アパレルメーカーが独自に運営するECサイトのシステム開発、デザイン制作、物流請負、マーケティング支援など、必要に応じて各種フルフィルメント関連業務を支援するものであります。なお、当事業に係る売上高につきましても、受託ショップと同様、販売された商品の手数料を受託販売手数料として計上しております。
広告事業	ZOZOTOWN及びWEARのユーザーリーチ基盤を活用し、取引先ブランドや当社グループも属するソフトバンクグループ各社等に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態であります。
その他	ZOZOTOWN事業に付随した事業（送料収入、決済手数料収入等）であります。 また、Yahoo!ショッピングにおけるZOZOTOWN店を除いたファッションカテゴリーストアのうち、ZOZOオプション（当社提案をもとにYahoo!ショッピング内で実施する特集企画への参加等の営業支援の恩恵を受ける事が出来るサービス）、及び当社連結子会社の自社ECサイトにて商材を販売する事業形態があります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
ソフトバンクグループ株	238,772百万円	51.0% (51.0%)	持株会社
ソフトバンクグループジャパン株	188,798百万円	51.0% (51.0%)	持株会社
ソフトバンク株	204,309百万円	51.0% (51.0%)	通信業
Aホールディングス株	100百万円	51.0% (51.0%)	持株会社
Zホールディングス株	247,094百万円	51.0% (51.0%)	グループ会社の経営管理、 並びにそれに付随する業務
Zホールディングス中間株	1百万円	51.0% (一)	持株会社

(注) 1 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、() 内は、間接所有する比率を内数で記載しております。

2 当社の親会社はZホールディングス中間株で、同社は当社の株式を152,952,900株（議決権比率51.0%）所有しております。

当社が親会社と締結している重要な財務および事業の方針に関する契約等の内容は以下の通りであります。

当社の少数株主に配慮しつつ両社の企業価値を向上させることの実現に向け、当社との安定的な資本提携関係を構築しながら、当該資本提携を基礎とした業務提携関係による強固な提携関係を構築することを目的として、両社間で資本提携を行うとともに、Zホールディングス株のメディアから当社へのユーザー送客、当社によるZホールディングス株が運営する「Yahoo!ショッピング」への出店等、両社のファッショントリニティ事業の拡大・進化に向けた業務提携を行っております。

なお、親会社との取引については「親会社グループとの間の取引の公正維持に関する規程」を定め、当該規程に基づき親会社から独立した意思決定を行い、当社の利益を害することがないよう努めております。

また、「グループ間取引審査委員会規程」を定め、親会社グループとの重要な利益相反取引等について審議・検討を行い取締役会へ意見を表明するグループ間取引審査委員会を設置しており、少数株主の利益に配慮した公正性を確保し、多面的な議論を行い決定していることから、当該取引等が当社の利益を害することはないと判断しております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ZOZO NEXT	280百万円	100.0%	研究開発

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(8) 主要な営業所等 (2023年3月31日現在)

①当社

本社	千葉県千葉市稲毛区
物流センター (ZOZOBASE)	千葉県習志野市、茨城県つくば市

②子会社

㈱ZOZO NEXT	千葉県千葉市稲毛区
------------	-----------

(9) 従業員の状況等 (2023年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	1,555名
前連結会計年度末比増減	101名増

(注) 1 従業員数は、正社員、準社員の就業人員であります。

2 従業員数には、臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員5,527名は含まれておりません。

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,418名	80名増	33.6歳	6.2年

(注) 従業員数は、就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり臨時雇用者（アルバイト、派遣社員を含む。）の期中平均雇用人員5,502名は含まれておりません。

③当社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

管 理 職 に 占 め る 女性労働者の割合 (%) (注 1)	男性の育児休業等 取得率 (%) (注 2)	労働者の男女の賃金の格差 (%) (注 1)		
		全労働者	うち正規雇用 労働者	うちパート 有期労働者
22.5	34.6	58.4	72.4	106.1

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
㈱三井住友銀行	17,700百万円
㈱京葉銀行	2,000百万円
㈱関西みらい銀行	500百万円
㈱みずほ銀行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,287,360,000株

(2) 発行済株式の総数 311,644,285株

(3) 株主数 14,852名

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
Zホールディングス中間株式会社	152,952,900株	51.0%
前澤 友作	24,642,000株	8.2%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	21,326,500株	7.1%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,647,800株	2.6%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 5050001	3,409,425株	1.1%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	2,903,561株	1.0%
J P MORGAN CHASE BANK 385632	2,421,045株	0.8%
B BH (LUX) FOR AB SICAV 1 - LOW VOLATILITY EQUITYPORTFOLIO	2,359,800株	0.8%
STATE STREET BANK WEST CLIE NT-TREATY 505234	2,205,651株	0.7%
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	2,077,749株	0.7%

(注) 1 当社は、自己株式を11,787,504株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

①当事業年度中に交付した株式報酬の内容

当社が、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに対象取締役に対して当社普通株式を割り当て、かつ、割り当てた株式に一定期間の譲渡制限を付する制度であり、対象取締役に割り当てられる譲渡制限付株式は、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた指標の達成度合等に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される「業績連動型譲渡制限付株式」であります。

②取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	43,800 株	3 名
社外取締役	— 株	— 名
監査役	— 株	— 名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤田 宏太郎	代表取締役社長兼CEO	株ZOZO NEXT 代表取締役CEO 株コロプラ 社外取締役 株デジタルホールディングス 社外取締役 株ZOZO NEXT 取締役
柳澤 孝旨	取締役副社長兼CFO	株ココペリ 社外監査役
廣瀬 文慎	取締役兼COO	Zホールディングス(株) 代表取締役社長Co-CEO ヤフー(株) 取締役 ソフトバンク(株) 取締役 ソフトバンクグループ(株) 取締役
川邊 健太郎	取締役	Zホールディングス(株) 取締役 専務執行役員E-Commerce CPO ヤフー(株) 代表取締役社長 社長執行役員 CEO 株出前館 社外取締役 アスクル(株) 社外取締役 株一休 取締役会長 PayPay(株) 取締役
小澤 隆生	取締役	株ダイアモンドヘッズ ディレクター
小野 光治	取締役	株グッドラック・コーポレーション 代表取締役社長
堀田 和宣	取締役	株dof 代表取締役社長 株CARTA HOLDINGS 社外取締役 株CC 取締役 フォースタートアップス(株) 社外取締役 Sansan(株) 社外取締役
斎藤 太郎	取締役	—
五十嵐 弘子	常勤監査役	株アカウンティング・アシスト 代表取締役 株CARTA HOLDINGS 監査役 株ビジョン 監査役 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 株Geolocation Technology 監査役
茂田井 純一	監査役	宇都宮・清水・陽来法律事務所 (弁護士) ラクスル(株) 社外取締役 (監査等委員) 平和不動産(株) 社外取締役 ペプチドリーム(株) 社外取締役 (監査等委員)
宇都宮 純子	監査役	—

- (注) 1 小野光治氏、堀田和宣氏、斎藤太郎氏の3名は、社外取締役であります。なお、当社は小野光治氏、堀田和宣氏、斎藤太郎氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏の3名は社外監査役であります。なお、当社は五十嵐弘子氏、茂田井純一氏、宇都宮純子氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役五十嵐弘子氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役茂田井純一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5 2023年3月31日現在の取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位及び担当
清水 俊明	執行役員 ホスピタリティ本部、人材本部担当
山崎 孝郎	執行役員 マーケティング本部、グループ事業戦略本部、AI・アナリティクス本部担当
クリスティン・エドマン	執行役員 ブランド営業本部、EC推進本部、ZOZOVILLA本部担当
田代 将広	執行役員 フルフィルメント本部担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役、社外取締役及び各監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、すべての被保険者について保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

i. 報酬の目的

取締役の報酬は、固定報酬（現金報酬）と業績連動報酬（現金賞与・株式報酬）で構成されており、当社の持続的かつ中長期の企業価値向上を促し、健全なインセンティブとして機能させることを報酬の目的とし、当社の経営戦略に基づく、短期・中長期の業績の達成及び企業価値の向上に向けた取り組みとその成果に対して報酬を支払うこととしております。

ii. 報酬水準

報酬ベンチマーク企業群を設定した上で、現在だけでなく、将来の役員及びその候補者にとって魅力的であることを前提に、事業上・人材採用上の競合企業と比較して、優秀な人材を確保・維持できるだけの水準と構成を備えるものとしております。

iii. 報酬構成

報酬等の種類ごとの比率の目安は、業績連動報酬の割合が固定報酬の割合を上回り、業績連動報酬のうち、現金賞与と株式報酬の割合を半分としております。

a. 現金報酬

固定報酬額は、役位とその職責等に応じ役位とその職責等に応じ決定し、在任期間中に支払うものとしております。

b. 現金賞与（短期インセンティブ報酬）

事業年度毎の短期的な業績目標の達成を意識した業績連動報酬であり、事業の成長性としての商品取扱高と収益性としての連結営業利益を報酬の支給判断基準として設定しております。また、具体的な支給額は単年度計画で定める業績目標の達成度及び役位とその職責等に応じて決定し、在任中に定期的に支払うものとしております。

c. 株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための業績連動報酬であり、譲渡制限付株式を交付し、譲渡制限解除割合は3事業年度の当社株価成長率（36社ほどのベンチマーク企業群の株価成長率と比較したもの）及び連結営業利益に応じて決定しております。原則として役位とその職責等に応じた株式数を毎年交付するものとしております。

iv. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

v. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

株式報酬については、支給対象の取締役が、譲渡制限期間満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により当社の取締役の地位を退任した場合その他当該取締役に一定の非違行為等の事由が生じた場合には、当社が、本割当株式の全部又は一部を当然に無償で取得する旨の条項、並びに譲渡制限解除割合の算定基礎となる数値に誤りがあった場合等一定の事由が発生していたことが判明し当社が相当と認めた場合には、支給対象の取締役から当社に対し、譲渡制限付株式の全部若しくは一部又はこれらに相当する金銭等を無償で返還させる条項を設定する。

また、監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の限度内で、各監査役の報酬額を、監査役の協議によって決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

業務執行取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬額の限度内で2017年6月27日開催の第19期定時株主総会において、年額800百万円以内（うち、社外取締役分は年額50百万円以内）と決議されております。（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない。）当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月29日開催の第22回定時株主総会において、株式報酬の額を年額162百万円以内、株式数の上限を年120,000株以内（社外取締役は付与対象

外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第9回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬額に関しては、社外取締役を中心とした指名・報酬諮問委員会で審議し、同委員会の答申を踏まえ取締役会決議により決定しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等 の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)	
		固定報酬		業績連動報酬			
		金銭報酬		非金銭報酬等			
		基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式			
取締役 (うち社外取締役)	318 (21)	165 (21)	64 —	88 —	6 (3)		
監査役 (うち社外監査役)	32 (32)	32 (32)	—	—	3 (3)		

(注) 1 当事業年度末現在の人員は、取締役8名(うち社外取締役3名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人数と相違しているのは、無報酬の取締役が2名在籍しているためであります。

2 賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

賞与の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、商品取扱高・連結営業利益であります。当該業績指標を選定した理由は、当社グループの事業の成長性・収益性を示す指標として商品取扱高・連結営業利益を重視しているためです。

当事業年度を含む商品取扱高・連結営業利益の実績は1.(1)事業の経過及びその成果〔表1〕前年同期比に記載のとおりです。

3 非金銭報酬等として取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及び交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役小野光治氏は㈱ダイアモンドヘッズのディレクターであります。

なお、㈱ダイアモンドヘッズと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役堀田和宣氏は㈱グッドラック・コーポレーションの代表取締役社長であります。

なお、㈱グッドラック・コーポレーションと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

取締役齋藤太郎氏は㈱dofの代表取締役社長、㈱CARTA HOLDINGSの社外取締役、㈱CCの取締役、フォースタートアップス㈱、Sansan㈱の社外取締役であります。

なお、Sansan㈱と当社の間には、システム利用料等の役務提供の取引関係がありますが、その取引金額は軽微であります。

また㈱dof、㈱CARTA HOLDINGS、㈱CC、フォースタートアップス㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役茂田井純一氏は㈱アカウンティング・アシストの代表取締役であります。また㈱CARTA HOLDINGS、㈱ビジョン、㈱Geolocation Technologyの監査役、gooddaysホールディングス㈱の社外取締役であります。

なお、㈱アカウンティング・アシスト、㈱CARTA HOLDINGS、㈱ビジョン、gooddaysホールディングス㈱、㈱Geolocation Technologyと当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

監査役宇都宮純子氏は宇都宮・清水・陽来法律事務所の弁護士であります。またラクスル㈱の社外取締役(監査等委員)、平和不動産㈱の社外取締役、ペプチドリーム㈱の社外取締役(監査等委員)であります。

なお、宇都宮・清水・陽来法律事務所、ラクスル㈱、平和不動産㈱、ペプチドリーム㈱と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏名（地位）	主な活動状況
小野 光治（取締役）	当事業年度開催の取締役会18回中、18回に出席しております。ファッショング業界を中心としたアートディレクション及び企業・製品のプランディング活動で培われた豊富な経験と幅広い知識・見地から適宜発言を行っております。
堀田 和宣（取締役）	当事業年度開催の取締役会18回中、18回に出席しております。ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
齋藤 太郎（取締役）	当事業年度開催の取締役会18回中、18回に出席しております。プランディングおよびコミュニケーションデザイン活動で培われた豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。
五十嵐 弘子（監査役）	当事業年度開催の取締役会18回中、18回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には18回中、18回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
茂田井 純一（監査役）	当事業年度開催の取締役会18回中、17回に出席しております。主に公認会計士としての財務・会計に関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には18回中、17回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
宇都宮 純子（監査役）	当事業年度開催の取締役会18回中、18回に出席しております。主に弁護士としての法律・コンプライアンスに関する高い見識と豊富な経験から発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には18回中、18回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小野光治氏は、ファッショング業界を中心としたアートディレクション及び企業・製品のプランディング活動で培われた豊富な経験と幅広い知識・見地を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

取締役堀田和宣氏は、ウェディング業界およびホテル業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

取締役齋藤太郎氏は、プランディングおよびコミュニケーションデザイン活動で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	33百万円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭	57百万円
その他の財産上の利益の合計額	

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することが出来る旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合や、その他必要があると判断した場合には、監査役会において、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

具体的には、会計監査人が以下の各号のいずれかに該当し、かつ適宜に改善が見込まれないと判断したときは、監査役会の決議により当該会計監査人を解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に付議いたします。

①会社法又は公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁の処分を受けた場合

②会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合

③会計監査人の監査の品質、品質管理、独立性、その他総合的能力等を勘案し、当社の監査を遂行するに不十分又は不適切であると判断した場合

④その他必要があると判断した場合

6. 会社の体制及び方針

- (1) 当社は会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置することにより、コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、当社の取締役及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。

②法令や社内諸規程等に反する疑いのある行為等を当社の取締役及び使用人が通報するための内部通報制度（ヘルpline）を設置し、不正行為等を早期に発見し、是正する。ヘルplineに通報された事項に関しては、コンプライアンス委員会にて調査を行い、是正が必要な行為が明らかになった場合は、コンプライアンス委員会にて速やかに是正措置及び再発防止策を決定し、実施する。

③前号の通報を行った者が、当該通報をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

④内部監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。

⑤取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

⑥監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び各種社内規程に基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。

②当社の監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社のリスク管理統括責任者は取締役副社長とし、適宜取締役、執行役員、関連部署本部長及びディレクタ

一は「リスク管理規程」に基づき、各種リスクを洗い出し並びに評価を行い、リスクの回避、軽減又は移転に必要な措置を事前に講ずる。

②内部監査室は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

③取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」により、取締役会に付議すべき事項、各取締役で決裁が可能な範囲を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

②代表取締役社長は、「予算管理規程」に基づき年度経営計画を立案し、取締役会での承認を受け、各部門担当取締役は決定された計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

③代表取締役社長は、取締役会において年度経営計画の進捗状況について定期的に報告し、取締役会にて当該施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。子会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき経営管理本部が担当する。子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。

②内部監査室は、当社の子会社管理状況及び子会社の業務活動について内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者に対する実効性の確保に関する事項と取締役からの独立性に関する事項

①監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用者として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用者へ

の指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

②監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループの取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項、重要な会計方針、会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

②前号の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

②監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。

③代表取締役社長は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。

④監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス委員会規程を整備し、当該規程に基づき、毎四半期に1回委員会を開催し、当社の社会的責任、企業理念、人権に関する基本方針（人権ポリシー）、社内規程、法令、その他様々な規制を遵守するための体制の構築、運用を行いました。さらに、必要に応じて臨時の委員会を開催しました。また、通報者の不利益な取扱いを禁止したヘルpline規程を整備し、法令遵守、不正行為等の未然防止、早期発見を行っております。コンプライアンス委員会、監査役会及び社外弁護士を含む窓口（ヘルpline）を設置し、社内インターネットを通じて従業員へ周知し、運用を行っております。また、子会社においても当社コンプライアンス委員会を含む窓口を設置し、グループ全体のコンプライアンス強化に努めております。

②損失の危機の管理に関する規程その他の体制の運用状況

「リスク管理規程」並びに「情報システム管理規程」を整備し、当該規程に基づき、リスク管理体制の構築、運用を行っております。その一環として、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた情報セキュリティ教育研修会を、役職員に対し1回実施しました。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定など、経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役間の意思疎通を図り、相互に職務執行の監督を行いました。

④当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

子会社の取締役または監査役を当社から1名以上派遣し、子会社の業務の適正を図っております。また、子会社が当社に対し報告、または事前承認を求める事項を定めた決裁権限基準に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議、報告がなされております。

⑤内部監査室に関する運用状況

内部監査室が策定した内部監査計画に基づき、当社各部門及び子会社に対して、リスク管理状況並びに業務遂行状況について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会並びに監査役会に報告致しました。また、適宜常勤監査役と情報交換を行いました。

⑥監査役の職務執行に関する運用状況

監査役は、取締役会並びに取締役及び執行役員で構成される経営会議への出席や、代表取締役社長との定期的な懇談会のほか、内部監査室の監査結果等を通じて監査の実効性を確保し、監査役監査基準及び監査計画に基づき監査を実施しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、資本コストを上回る利益を生み出した時、企業価値が増大し、株主の皆様はもちろんのこと全てのステークホルダーに満足いただけると考えております。株主の皆様への利益還元につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討・実施していくことを基本方針としております。具体的には、自己資本当期純利益率（ROE）30%という水準に配慮したうえで事業の継続的拡大及び発展を実現させるための内部留保を確保し、その水準を超過する部分に関しては、流動性の向上も勘案しつつ、積極的に株主還元してまいります。

当社の剰余金の配当については、期末配当の年1回もしくは中間配当を含めた年2回の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、連結配当性向50%を目安に、期末配当金を1株当たり41円とさせていただきましたことといたしました。次期の配当につきましては、連結配当性向50%を基準に、1株当たり年間71円を予定しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)			
流 動 資 産	120,471	(負 債 の 部)	71,407
現 金 及 び 預 金	67,165	買 受 金	386
売 売 掛 金	42,895	託 販 金	25,616
有 働 証 券	5,000	未 支 払 金	8,861
商 品 及 び 製 品	2,534	未 支 払 費 用	1,142
原 材 料 及 び 貯 藏 品	40	短 期 借 入 金	20,000
前 渡 金	143	未 支 払 法 人 税 等	9,736
前 払 費 用	2,156	未 支 払 消 費 税 等	2,227
短 期 貸 付 金	49	前 預 受 金	283
そ の 他	486	賞 賞 金	153
		与 付 当 金	2,309
		員 賞 金	64
		役 その 他の 金	624
固 定 資 産		固 定 負 債	6,028
有 形 固 定 資 産	33,239	退 職 給 付 金	3,784
建 物	18,673	資 産 除 去 債 务	2,234
車両 運 搬 具	7,639	そ の 他	9
工 具、器 具 及 び 備 品	4		
建 設 仮 勘 定	3,952		
無 形 固 定 資 産	7,076		
商 標 権	650		
ソ フ ト ウ ェ ア	8		
そ の 他	387		
投 資 そ の 他 の 資 産	254		
投 資 有 働 証 券	13,916		
関 係 会 社 株 式	566		
関 係 会 社 出 資 金	2,872		
敷 地	439		
緑 延 税 金 資 産	3,858		
そ の 他	6,094		
	85		
資 产 合 计	153,711	負 債 合 计	77,436
(純 資 産 の 部)			
		株 主 資 本	76,177
		資 本 金	1,359
		資 本 剰 余 金	1,349
		資 本 準 備 金	1,328
		そ の 他 資 本 剰 余 金	21
		利 益 剰 余 金	118,026
		そ の 他 利 益 剰 余 金	118,026
		緑 越 利 益 剰 余 金	118,026
		自 己 株 式	△44,558
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	79
		そ の 他 有 働 証 券 評 価 差 額 金	39
		緑 延 ヘ ツ ジ 損 益	40
		新 株 予 約 権	18
		純 資 产 合 计	76,275
		負 債 純 資 产 合 计	153,711

損益計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金額
売上高		181,391
売上原価		11,062
売上総利益		170,329
販売費及び一般管理費		113,082
営業利益		57,246
営業外収益		
受取利息		7
リサイクル収入		34
補助金収入		22
ポイント失効益		106
関係会社業務支援料		24
受取賃借料		2
貸倒引当金戻入額		171
その他		27
		396
営業外費用		
支払利息		70
為替差損		17
貸倒引当金繰入額		3
支払賃借料		2
支払手数料		12
投資事業組合運用損		69
		176
経常利益		57,466
特別利益		
固定資産売却益		1
子会社清算益		187
		188
特別損失		
固定資産除売却損		65
投資有価証券評価損		23
		89
税引前当期純利益		57,565
法人税、住民税及び事業税		16,050
法人税等調整額		1,165
		17,215
当期純利益		40,349

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本				利益剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
	資本剰余金				
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		
当期首残高	1,359	1,328	129	1,457	95,665
当期変動額					
剰余金の配当					△17,989
当期純利益					40,349
自己株式の取得					
自己株式の処分			△108	△108	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△108	△108	22,360
当期末残高	1,359	1,328	21	1,349	118,026

	株主資本		評価・換算 差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益		
当期首残高	△44,784	53,698	23	—	22	53,744
当期変動額						
剰余金の配当		△17,989				△17,989
当期純利益		40,349				40,349
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	226	117				117
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			16	40	△3	52
当期変動額合計	225	22,478	16	40	△3	22,531
当期末残高	△44,558	76,177	39	40	18	76,275

個別注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、当社所定の基準に従い、評価減をしております。

(2) 原材料及び貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、当社所定の基準に従い、評価減をしております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～38年

車両運搬具 4～6年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、特許権については7～8年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）にて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付引当金を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について

は、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

(1) 受託商品の販売に係る収益

当社は顧客（ブランド）からの委託を受け、顧客の商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、当社が運営するECサイト「ZOZOTOWN」でユーザーからの注文を受け販売を行い、顧客より受託販売手数料を受領しております。当社と顧客との業務委託契約では、受領した顧客の商品を預かり保管し、「ZOZOTOWN」を運営し、ユーザーに商品を販売、さらに販売活動に係る物流サービスを提供するとともに販売活動の中で発生するカスタマーサービスを行う等、顧客に対する各種の履行義務を有しております。また、顧客が独自に運営するECサイトの開発及び運用、物流サービス等を請け負うBtoB事業においても同様に、顧客に対して受託商品の販売に関連する各種の履行義務を有しております。

これら各種の履行義務は、顧客にとって単独で又は他の資源と組み合わせて便益が得られるものではなく、受託商品の販売活動の中で発生する一連のサービスであり、相互関連性の高いサービスとなります。そのため、これら各種の履行義務を一体とし、委託者の代理人としてユーザーに対して商品を販売するという単一の履行義務と取扱うこととしております。

この履行義務については、顧客との業務委託契約に基づく精算日時点において充足されることから、当該精算日に収益を認識しております。

(2) 仕入商品等の販売に係る収益

当社は仕入れた商品又は製品を当社が運営するECサイト「ZOZOTOWN」上で顧客（ユーザー）からの注文を受け販売を行っており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務の充足する時点については、商品等の出荷時点と引渡し時点で重要な相違が無いことから、出荷時点において収益を認識しております。

(3) 広告事業に係る収益

広告事業は、「ZOZOTOWN」等のユーザーリーチ基盤を活用し、顧客に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態であります。顧客との契約上、広告掲載により当社の履行義務が充足されるものについては、当該時点により収益を認識しており、また、掲載された広告にユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点に収益を認識しております。

ユーザーに対して商品購入時に「ZOZOポイント」を付与する取引については、追加的な財又はサービスを取得するオプションとして、これを別個の履行義務として識別し、取引価格を独立販売価格に基づいて各履行義務に配分しております。また、新規顧客獲得目的の販促ポイント等の当社原資負担のクーポンポイントについては、収益認識会計基準等に定める顧客に支払われる対価に関する定めに従って、商品の購入の際に充当されたポイント相当額を取引価格から減額しております。返品されると見込まれる商品等については、収益を認識せず、商品等の販売により当社が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、ユーザーが商品に対する支配を獲得した後に行う配送活動については、収益認識会計基準等に定める重要性等に関する代替的な取扱いに従い、履行義務として識別しないものとしております。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は主として外貨建金銭債務であります。

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	2,753百万円
車両運搬具	21百万円
工具、器具及び備品	7,094百万円

2. 顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注）1	42,895百万円
契約負債（注）2	325百万円

(注) 1 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表のうち「売掛金」に含まれております。

2 契約負債は、貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	305百万円
短期金銭債務	391百万円

4. 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

取締役及び監査役に対する金銭債権	0百万円
------------------	------

5. 当社は、運転資金を効率的に調達するため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出コミットメントの総額	32,500百万円
借入実行残高	20,000百万円
差引額	12,500百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引（収入分）	524百万円
営業取引（支出分）	1,932百万円
営業取引以外の取引（収入分）	23百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 11,787,504株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

(繰延税金資産)

未払事業税	467
賞与引当金	682
棚卸資産	117
前受金	59
前渡金	14
貸倒引当金	15
減価償却超過額	1,761
繰延資産	14
退職給付引当金	1,132
未払役員退職慰労金	2
資産除去債務	682
新株予約権	0
関係会社株式	706
投資有価証券	170
その他	764
繰延税金資産計	6,592

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	16
資産除去債務に対応する除去費用	457
繰延ヘッジ損益	17
その他	6
繰延税金負債計	497
繰延税金資産の純額	6,094

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	4,590百万円
1年超	17,704百万円
合計	22,294百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	ヤフー(株)	—	役務の受入	決済代行サービスの利用 (注)	—	売掛金	3,014
親会社の子会社	SBペイメントサービス(株)	—	役務の受入	決済代行サービスの利用 (注)	—	売掛金	26,374

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載しておりません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	254円31銭
2. 1株当たり当期純利益	134円57銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社であります。

収益認識に関する注記

収益認識については、連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	123,493	流動負債	72,204
現金及び預金	69,126	買掛金	532
売掛金	42,994	受託販売預り金	25,590
有価証券	5,000	未払金	8,841
商品及び製品	3,155	短期借入金	20,400
原材料及び貯蔵品	49	未払法人税等	9,796
その他の	3,166	賞与引当金	2,401
		役員賞与引当金	78
		その他の	4,563
固定資産	32,248	固定負債	6,844
有形固定資産	18,796	退職給付に係る負債	4,389
建物	7,690	資産除去債務	2,248
車両運搬具	4	その他の	205
工具、器具及び備品	4,007	負債合計	79,048
建設仮勘定	7,094		
無形固定資産	2,381	(純資産の部)	
のれん	1,700	株主資本	76,771
ソフトウェア	416	資本金	1,359
その他の	263	資本剰余金	1,349
投資その他の資産	11,070	利益剰余金	118,620
投資有価証券	1,051	自己株式	△44,558
繰延税金資産	6,035	その他の包括利益累計額	△214
その他の	3,983	その他有価証券評価差額金	39
		繰延ヘッジ損益	40
		為替換算調整勘定	92
		退職給付に係る調整累計額	△386
		新株予約権	18
		非支配株主持分	117
		純資産合計	76,693
資産合計	155,742	負債純資産合計	155,742

連結損益計算書

(2022年4月1日から)

(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金額
売上高		183,423
売上原価		12,081
売上総利益		171,341
販売費及び一般管理費		114,920
営業利益		56,421
営業外収益		
受取利息	9	
受取賃借料	2	
為替差益	62	
業務支援料	10	
リサイクル収入	34	
補助金収入	28	
ポイント失効益	106	
貸倒引当金戻入額	171	
その他	36	
		461
営業外費用		
支払利息	78	
貸倒引当金繰入額	3	
支払賃借料	2	
支払手数料	12	
投資事業組合運用損	69	
		166
経常利益		56,716
特別利益		
為替換算調整勘定取崩益	40	
固定資産売却益	1	
		42
特別損失		
固定資産除売却損	65	
投資有価証券評価損	23	
減損損失	27	
		116
税金等調整前当期純利益		56,641
法人税、住民税及び事業税	16,074	
法人税等調整額	1,067	
当期純利益		17,141
非支配株主に帰属する当期純損失		39,500
親会社株主に帰属する当期純利益		△26
		39,526

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益
当期首残高	1,359	1,457	97,067	△44,784	55,100	23	—
当期変動額							
剰余金の配当			△17,989		△17,989		
親会社株主に帰属する当期純利益			39,526		39,526		
自己株式の取得				△0	△0		
自己株式の処分		△108		226	117		
新規連結に伴う 利益剰余金の変動			15	—	15		
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)						16	40
当期変動額合計	—	△108	21,552	225	21,670	16	40
当期末残高	1,359	1,349	118,620	△44,558	76,771	39	40

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	79	△270	△168	22	144	55,099
当期変動額						
剰余金の配当						△17,989
親会社株主に帰属する当期純利益						39,526
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						117
新規連結に伴う 利益剰余金の変動						15
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	13	△115	△46	△3	△26	△75
当期変動額合計	13	△115	△46	△3	△26	21,594
当期末残高	92	△386	△214	18	117	76,693

連結注記表

継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

株ZOZO NEXT

株yutori

ZOZO Apparel USA, Inc.

ZOZO NEW ZEALAND LIMITED

南通卓騰信息科技有限公司

当連結会計年度から重要性が増加したことにより、南通卓騰信息科技有限公司を連結の範囲に含めております。また、連結子会社であった上海走走信息科技有限公司は清算手続が結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 4 社

非連結子会社の名称

STV FUND, LP

Bespokify Pte., Ltd.

Bespokify (Thailand) Ltd.

BESPOKIFY (VIETNAM) LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

STV FUND, LP

Bespokify Pte., Ltd.

Bespokify (Thailand) Ltd.

BESPOKIFY (VIETNAM) LTD.

非連結子会社及び関連会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

なお、持分法を適用していない関連会社であったStretchSense Limitedは当連結会計年度において清算結了したため、持分法を適用していない関連会社から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ZOZO Apparel USA, Inc. 及び南通卓騰信息科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

a 商品及び製品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
なお、当社所定の基準に従い、評価減をしております。

b 原材料及び貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
なお、当社所定の基準に従い、評価減をしております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～38年
車両運搬具	1～6年
工具、器具及び備品	1～25年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、特許権については7～8年、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）にて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は主として外貨建金銭債務であります。

③ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、米貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する時点は、以下のとおりです。

①受託商品の販売に係る収益

当社は顧客（ブランド）からの委託を受け、顧客の商品を当社の物流拠点に受託在庫として預かり、当社が運営するECサイト「ZOZOTOWN」でユーザーからの注文を受け販売を行い、顧客より受託販売手数料を受領しております。当社と顧客との業務委託契約では、受領した顧客の商品を預かり保管し、「ZOZOTOWN」を運営し、ユーザーに商品を販売、さらに販売活動に係る物流サービスを提供するとともに販売活動の中で発生するカスタマーサービスを行う等、顧客に対する各種の履行義務を有しております。また、顧客が独自に運営するECサイトの開発及び運用、物流サービス等を請け負うBtoB事業においても同様に、顧客に対して受託商品の販売に関連する各種の履行義務を有しております。

これら各種の履行義務は、顧客にとって単独で又は他の資源と組み合わせて便益が得られるものではなく、受託商品の販売活動の中で発生する一連のサービスであり、相互関連性の高いサービスとなります。そのため、これら各種の履行義務を一体とし、委託者の代理人としてユーザーに対して商品を販売するという単一の履行義務と取扱うこととしております。

この履行義務については、顧客との業務委託契約に基づく精算日時点において充足されることから、当該精算日に収益を認識しております。

②仕入商品等の販売に係る収益

当社は仕入れた商品又は製品を当社が運営するECサイト「ZOZOTOWN」上で顧客（ユーザー）からの注文を受け販売を行っており、顧客に対して当該商品等の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務の充足する時点については、商品等の出荷時点と引渡し時点で重要な相違が無いことから、出荷時点において収益を認識しております。

③広告事業に係る収益

広告事業は、「ZOZOTOWN」等のユーザーリーチ基盤を活用し、顧客に広告枠を提供し、広告収入を得る事業形態であります。顧客との契約上、広告掲載により当社の履行義務が充足されるものについては、当該時点により収益を認識しており、また、掲載された広告にユーザーがクリックすることにより履行義務が充足されるものについては、当該クリックが行われた時点に収益を認識しております。

ユーザーに対して商品購入時に「ZOZOポイント」を付与する取引については、追加的な財又はサービスを取得するオプションとして、これを別個の履行義務として識別し、取引価格を独立販売価格に基づいて各履行義務に配分しております。また、新規顧客獲得目的の販促ポイント等の当社原資負担のクーポンポイントについては、収益認識会計基準等に定める顧客に支払われる対価に関する定めに従って、商品の購入の際に充当されたポイント相当額を取引価格から減額しております。返品されると見込まれる商品等については、収益を認識せず、商品等の販売により当社が権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、ユーザーが商品に対する支配を獲得した後に行う配送活動については、収益認識会計

基準等に定める重要性等に関する代替的な取扱いに従い、履行義務として識別しないものとしております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却に関しては、その個別案件ごとに投資効果の発現する期間を判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	2,756百万円
車両運搬具	21百万円
工具、器具及び備品	7,228百万円

2. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権（注）1	42,994百万円
契約負債（注）2	325百万円

- (注) 1 顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表のうち「売掛金」に含まれております。
2 契約負債は、連結貸借対照表のうち流動負債の「その他」に含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	311, 644, 285	—	—	311, 644, 285

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11, 840, 467	6, 837	59, 800	11, 787, 504

(変動事由の概要)

(増加事由)

譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加 6, 800株

単元未満株式の買取りによる増加 37株

(減少事由)

取締役会決議に基づく自己株式の処分 59, 800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	10, 792	36	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	7, 196	24	2022年9月30日	2022年11月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12, 294	41	2023年3月31日	2023年6月30日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 4, 154, 000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主要事業であるEC事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を自己資金で賄っております。

一時的な余資は、今後の事業展開に備え、機動性・流動性を確保し、元本を棄損するような資金運用を行わない方針のもと、安全性の高い金融資産で運用しております。

将来の機動的な経営遂行に資するために、経営環境を鑑み、当座貸越契約の締結により資金調達の安定化を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、販売代金の回収を委託している取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、受託販売預り金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、今後の事業展開等を考慮し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からのヒアリングに基づき、経営管理本部で期初に作成した資金繰計画表とともに、手許流動性を1ヶ月の営業債務相当額に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち大部分が販売代金の回収業務を委託している上位2社に對するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	69,126	69,126	—
(2) 売掛金	42,994	42,994	—
(3) 有価証券	5,000	5,000	—
資産計	117,121	117,121	—
(1) 買掛金	532	532	—
(2) 受託販売預り金	25,590	25,590	—
(3) 未払金	8,841	8,841	—
(4) 未払法人税等	9,796	9,796	—
(5) 短期借入金	20,400	20,400	—
負債計	65,160	65,160	—
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されるもの	△1	△1	—
デリバティブ取引計	△1	△1	—

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注) 1 デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの
該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金額等	契約金額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建債権債務	1,935	—	1,933

(注) 2 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	566
非連結子会社株式	484
合計	1,051

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	69,126	—	—	—
売掛金	42,994	—	—	—
有価証券	5,000	—	—	—
合計	117,121	—	—	—

(注) 4 その他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	20,400	—	—	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

すべて短期で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	255円31銭
2. 1株当たり当期純利益	131円83銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	受託商品の販売に係る収益	仕入商品等の販売に係る収益	広告事業 その他の収益	合計
ZOZOTOWN事業 (買取・製造販売)	115,815	20,260	—	136,075
(受託販売)	—	4,561	—	4,561
(USED販売)	115,815	—	—	115,815
Yahoo!ショッピング	14,335	317	—	14,652
BtoB事業	2,587	—	—	2,587
広告事業	—	—	7,770	7,770
その他	—	—	22,336	22,336
顧客との契約から生じる収益	132,737	20,578	30,107	183,423
外部顧客への売上高	132,737	20,578	30,107	183,423

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎情報

「4. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客からの契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりです。
(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	30,609	42,994
契約負債	196	325

連結貸借対照表上、契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

期首現在の契約負債残高は、全て当連結会計年度に認識された収益の額に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社ZOZO
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 沼 田 敦 士

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 条 井 祐 介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ZOZOの2022年4月1日から2023年3月31までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（連結）

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社ZOZO
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦士
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 条井 祐介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ZOZOの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ZOZO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段を活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社 ZOZO 監査役会

常勤監査役（社外監査役）五十嵐 弘子（印）

社外監査役 茂田井 純一（印）

社外監査役 宇都宮 純子（印）